

平成27年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第6号）

平成27年3月16日（月）
午後1時30分 開 議

【再 開】

【 会議録署名議員の指名 】 |
日程第1 会議録署名議員の指名

【 諸般の報告 】 |
日程第2 諸般の報告
・陳情書の配布
(1) 陳情第22号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能
の充実を求める陳情書

【 請願第2号審査結果報告 】 |
日程第3 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

【 議案第1号～議案第29号・同意第1号審査結果報告・討論・採決 】 2

日程第4 議案第1号 平成27年度葛巻町一般会計予算
日程第5 議案第2号 平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第6 議案第3号 平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算
日程第7 議案第4号 平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算
日程第8 議案第5号 平成27年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第9 議案第6号 平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算
日程第10 議案第7号 平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）
日程第11 議案第8号 平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第2号）
日程第12 議案第9号 平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算
（第3号）
日程第13 議案第10号 平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号）
日程第14 議案第11号 平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予
算（第2号）
日程第15 議案第12号 平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第3号）
日程第16 議案第13号 行政手続条例の一部を改正する条例

- 日程第17 議案第14号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号 非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第16号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第18号 葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第19号 葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第20号 葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第21号 葛巻町社会教育委員条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第22号 葛巻町保育の必要性の認定基準に関する条例
- 日程第26 議案第23号 看護職員等養成修学資金貸付条例
- 日程第27 議案第24号 教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例
- 日程第28 議案第25号 指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第29 議案第26号 指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第30 議案第27号 葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第31 議案第28号 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第32 議案第29号 盛岡北部行政事務組合理約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第33 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

【 議案第30号 】・・ 16

- 日程第34 議案第30号 養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例

【 発委第1号・発委第2号 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

- 日程第35 発委第1号 葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例
- 日程第36 発委第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

【 議員派遣の件 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

- 日程第37 議員派遣の件について

平成27年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第6号）

議事日程告示年月日	平成27年2月26日（木）					
再開年月日	平成27年3月6日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成27年3月16日（月） 開議13時30分 散会14時33分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	山崎 邦 廣	○	6	小谷地 喜代治	○
	2	大平 守	○	7	山岸 はる美	○
	3	柴田 勇雄	○	8	辰柳 敬一	○
	4	鈴木 満	○	9	高宮 一明	○
	5	姉帯 春治	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	3 番	柴田 勇雄		9 番	高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局総務係長	遠藤 政明	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	健康福祉課長	吉澤 信也
	副 町 長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	教育委員長	千葉 洋一	建設水道課長	冬村 一彦
	農業委員会会長	鈴木 努	教育委員会事務局教育次長	深澤口 和則
	代表監査委員	馬 渕 文雄	病院事務局長	岩 泉 宇 昭
	教 育 長	中 田 直 雅	農業委員会事務局長	村 上 明 彦
	総務企画課長	鳩 岡 修	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	丹 内 勉	総務企画課財政係長	大川原 洋一
	住民会計課長	村 中 英 治		

(開議時刻 13時30分)

議長 (中崎和久君)

あいさつをします。ご苦勞様です。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、3番、柴田勇雄君及び9番、高宮一明君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

陳情第22号、住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、日程第3、請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長の審査報告を求めます。

輝くふるさと常任委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

輝くふるさと常任委員会の審査結果について、報告します。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第87条第1項の規定により、報告します。

配布しております、輝くふるさと常任委員会請願審査報告書を、ご覧いただきたいと思っております。

平成27年3月6日に付託されました、請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、平成27年3月10日、本会議場において、委員全員出席の上、慎重に審査しました。

その結果、請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書については、採決の結果、賛成全員をもって採択すべきものと決定しました。

以上のとおり報告いたします。

平成27年3月16日。議長、中崎和久殿。輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長 (中崎和久君)

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お手元にお配りしております、輝くふるさと常任委員会請願審査報告書を、ご覧願います。

お諮りします。

請願第2号は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第4、議案第1号、平成27年度葛巻町一般会計予算から、日程第33、同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてまでの30議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長の審査報告を求めます。

輝くふるさと常任委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

輝くふるさと常任委員会の審査結果について、報告します。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第157条の規定により、報告します。

配布しております、輝くふるさと常任委員会審査報告書を、ご覧いただきたいと思っております。

議案第1号、平成27年度葛巻町一般会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第2号、平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第3号、平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第4号、平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第5号、平成27年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第6号、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第7号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）、審査の結果、賛成

全員をもって原案可決。

議案第8号、平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第9号、平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第10号、平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第11号、平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第12号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第13号、行政手続条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第14号、議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第15号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第16号、常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第17号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第18号、葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第19号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第20号、葛巻町社会教育委員条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第20号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第21号、葛巻町社会教育委員条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第22号、葛巻町保育の必要性の認定基準に関する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第23号、看護職員等養成修学資金貸付条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第24号、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第25号、指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第26号、指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第27号、葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第28号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第29号、盛岡北部行政事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案同意。

以上のとおり報告いたします。

平成27年3月16日。議長、中崎和久殿。輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長（中崎和久君）

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お手元にお配りしております、輝くふるさと常任委員会審査報告書をご覧願います。お諮りします。

議案第1号から同意第1号までの30議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

日程第4、議案第1号、平成27年度葛巻町一般会計予算から、日程第9、議案第6号、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算までの6議案について、一括討論を行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、議案第1号から議案第6号まで一括討論を行います。

最初に、反対討論から許します。

次に、賛成討論を許します。

1番、山崎邦廣君。

1番（山崎邦廣君）

私は、議事日程第3号、平成27年度葛巻町一般会計歳入歳出予算及び5件の特別会計予算について、輝くふるさと常任委員長の報告のとおり決することに賛成の立場で討論をいたします。

現在、国では地方創生のため、あらゆる政策を総動員して、人口減少の克服と地域活性化を一体化して実施するため取り組むとしており、まず、先般、地方創生先行型の交

付金を含む平成26年度補正予算が成立したところであります。

国の財政再建については、基礎的財政収支の黒字化目標達成のための財政再建計画が策定されようとしております。

そして、葛巻町など地方公共団体に対しては、地方人口ビジョンと地方版総合戦略を平成27年度中に策定することが求められております。人口動態を的確に把握した町政経営の必要性が出ております。

また、町財政の動向は、平成27年度の町税、地方交付税とも前年度とほぼ同額と見込まれております。

このような状況の中、平成27年度当初予算については、葛巻町の20年後、30年後を考慮し、まちづくりの三つの重点施策、安心して住み続けたいまちづくり、夢のあるまちづくり、そして、誇りを持てるまちづくりの達成に向け、各分野の施策目標、目的を達成するに足る十分な財源を集中したソフト事業とハード事業、そして、地方ビジョンの策定、地方版総合戦略の策定作業を含めたバランスの取れた予算となっております。

まず、生活関連事業の継続と充実が図られております。

主要な事業としては、葛巻病院改築事業、江川簡易水道整備事業、江川小学校改築事業、総合運動公園多目的グラウンド改修事業を行うこととし、バス路線運航拡大支援事業や生活環境の整備として水洗化普及支援事業も継続、拡充して実施することとしております。

また、清掃センター大規模改修事業、葛巻町60周年記念事業が盛り込まれ、子育て環境の充実のため医療費助成が拡大されております。

そのほか、町道茶屋場田子線など町道4線の改良事業や公衆無線ネットワークシステムの整備事業など前年度比10.2パーセント増額の予算となっております。

防災対策としては、消防ポンプ自動車整備、消防団活動用装備品の整備、自主防災隊の装備品整備、そして、消防団団員確保対策助成、これらの取り組みは、地域の防災対策の強化、消防、救急体制の充実を図るものであります。

また、災害発生時の拠点となる公共施設に再生可能エネルギー設備を導入することとしており、町の持つ豊かな地域資源を積極的に活用するものであります。

健康づくりと医療においては、乳幼児、児童、生徒の医療費助成を拡充するとともに、医療費の助成を高校生まで拡大した高校生医療助成事業に取り組むほか、子育て支援ハンドブック作成や岩手県内で初めてとなるマタニティライフサポート事業、これらによる妊婦健診支援は、子育て環境を充実するものであります。

さらに、これまでの特定健診、健康診査に、糖尿病予備群の早期発見、塩分摂取量の項目を新たに追加しており、健康と医療の充実を図るものであります。

また、看護職員等養成修学資金貸付制度は、葛巻町の医療施設等での看護職員等の確保を図るものであり、そして、葛巻病院の常勤医師の確保は葛巻病院の改築事業と連携した医療の確保を図るものであります。

福祉については、消費増税対策の低所得者向け臨時福祉給付金の交付や、地域安心生活支援員による高齢者の見守り活動、そして、町外の医療機関で治療を受ける必要のある障害を持つ方に対する通院交通費の一部助成や訪問診療用機器の整備は、福祉の充実

を図るものであります。

人口減少対策としては、若者定住住宅の整備、定住促進奨励事業、新婚ライフサポート事業、若者雇用助成制度を継続し、若者が定住できる生活環境の構築とその充実を進めるものであります。

基幹産業である農林業の振興では、農業においては、農業振興地域整備計画の見直し、農業の有する多面的機能発揮の促進に関する計画を策定することとし、経営所得安定対策や地域振興作物の拡大、粗飼料自給率の向上を目指すほか、粗飼料生産基盤除染対策を継続して盛り込むとともに、いわて地域農業マスタープラン実践事業を活用した低コスト育成牛舎、粗飼料生産機械の導入を進め、そして、畜産体制推進のための新葛巻型酪農構想の事業化の推進及び乳製品加工施設整備を検討することとしているのは、高い付加価値を生み出し、働く場所の創出も期待されるものであります。

林業においては、地域の基本的な資本であり、再生可能な資源である森林の保全特別対策事業及び林道安孫子・平糠線など5路線の県代行事業の実施により、林道、作業路網の整備を図るとともに町産財利用促進事業を継続し、町産財の利用拡大と流通拡大にも取り組まれております。

森林は、木材などの生産のほかに、水源の涵養、山地災害防止、環境の保全、そして、森林レクリエーションなどの多面的な機能を持っております。

林業の振興は、このような森林の公益的機能の発揮の上からも重要なものであります。

商工業については、これまでの商店等設備更新支援事業の拡充や、くずまき型持続可能な産業づくり支援事業などの施策のほか、新たな取り組みとして、中小企業振興資金融資利子補給事業を盛り込み、また、中心地街における交流拠点整備に向けた、まちなか交流施設整備の調査を行うこととしており、商工業の振興及び活性化が期待されるものであります。

そして、観光振興としては、観光志向の多様化に対応した体験・滞在型観光の推進を図り、岩手県内大学生を対象とした交流事業のくずまき「ミワク」の町交流事業、外国人向けパンフレットの作成及び観光の基盤整備といえる開設から21年経過したグリーンテージの長寿命化対策調査事業など、これらの事業は観光の振興対策として期待できるものであります。

雇用機会の確保については、各年代の雇用を促進し、移住定住しやすい環境を構築するため、雇用促進奨励金の対象を拡大するとしていることは、雇用の場創出に期待をするものであります。

教育の振興については、小中学校の校舎等耐震改修事業は事業繰越として小屋瀬小学校校舎、そして江川中学校校舎及び体育館の耐震補強工事が行われ教育環境の安全の向上が図られます。

そして、同じく老朽化による江川小学校の改築も着手されるなど児童生徒の学校生活の安心・安全の確保に取り組んでおります。

また、修学前教育での園児の情操教育、想像力をはぐくむ取り組みとして、年長児を対象としたバイオリン指導は、児童館の園児も含めて取り組まれます。

さらに、岩手県内唯一の事業である葛巻高校山村留学の受け入れ態勢の構築などこれ

らの取り組みは、修学前教育や学校教育の充実を図るものとなっており、子供たちが将来の夢を持てる機会を拡大するものであります。

また、平成28年度に開催される希望郷いわて国体正式種目の軟式野球競技、デモンストレーションスポーツのネオホッケー競技の会場地として、施設の改修、受け入れ態勢の充実を図るものとなっております。

特別会計では、26年度から継続となる葛巻病院改築事業がいよいよ目に見える形で進みます。

江川簡易水道整備についても、その工事が本格化されます。

以上、平成27年度当初予算は、鈴木町長が平成27年度施政方針演述で述べられた、三つの視点で葛巻らしい一步先を行く取り組みを実践し30年後も50年後も、この町に誇りを持ち、この町に住んでよかったと思える町の実現に向け、その足掛かりとして着実に前進する内容であります。

なお、予算の執行においては、臨時財政対策債、臨財債の当該年度末現在高見込み額の現状を踏まえ、普通交付税の基準財政需要額の見直しにより臨財債以外の削減があった場合の実質的な返済額未交付事態による影響を回避するためにも、予算の効率的な執行を求めるものであります。

以上のことから、各会計のそれぞれの予算案に賛成であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の賛成討論を終わります。

議長（中崎和久君）

次に、賛成討論を許します。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

日程第4、議案第1号、平成27年度葛巻町一般会計予算について、本案に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第1号、平成27年度葛巻町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号、平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、本案に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号、平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号、平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第3号、平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号、平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第4号、平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号、平成27年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号、平成27年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第7号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第8号、平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号、平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第9号、平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第9号、平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第10号、平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第10号、平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第11号、平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第11号、平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第12号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第12号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第13号、行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第13号、行政手続条例の一部を改正する条例は、委員長報告のと

おり可決されました。

次に、日程第 17、議案第 14 号、議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 14 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 14 号、議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 18、議案第 15 号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 15 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 15 号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 19、議案第 16 号、常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 16 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 16 号、常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第17号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第17号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第18号、葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第18号、葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第19号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第19号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、委

員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第20号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第20号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第21号、葛巻町社会教育委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第21号、葛巻町社会教育委員条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第22号、葛巻町保育の必要性の認定基準に関する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第22号、葛巻町保育の必要性の認定基準に関する条例は、委員長

報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第23号、看護職員等養成修学資金貸付条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第23号、看護職員等養成修学資金貸付条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第24号、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第24号、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第25号、指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第25号、指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第26号、指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第26号、指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第27号、葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第27号、葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第28号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第28号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 32、議案第 29 号、盛岡北部行政事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 29 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 29 号、盛岡北部行政事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 33、同意第 1 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第 1 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案同意です。委員長の報告のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第 1 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、委員長報告のとおり同意されました。

次に、日程第 34、議案第 30 号、養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長 (鳩岡修君)

議案集その 2 をご準備いただきたいと思っております。

議案第 30 号、養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例でございます。

議案第 25 号の指定管理者の変更に関する議案とも関連します条例改正でございますが、現在、指定管理をしております 40 施設のうち、指定管理者の指定の手續等に関する事項につきまして、個別の条例で規定をしておりますのは、本養護老人ホームの条例のみでございます。これ以外の条例に係る部分につきましては、平成 17 年制定の公

の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定によっておるものでございます。

今回の、この養護老人ホームの一部改正によりまして、他の施設と同様の手続きの処理を進めるといような改正をしようとするものでございます。

現在の養護老人ホーム設置条例の一部を改正する、失礼しました。養護老人ホームの設置条例でございますが、1条から9条までの規定となっておりますものでございまして、このうち第2条に規定する部分と、指定管理者の指定の手続等に関する条例の方に規定されている部分について、第2条の第3項に、この規定の基準を規定するといような改正になってございます。

これに伴いまして、第3条から第7条までの規定の部分につきましては削るとい処理をしまして、最後の第9条の補則の部分については、第3条として繰り上げるとい改正の内容となっております。

第5条、第6条に規定しております部分につきましては、第2条の第2項の方に移行しておるものでございます。指定管理者の業務、管理の基準等、養護老人ホームに特定する部分につきましては、第2条の2項の方に移行してございますし、あと、共通する部分については、指定管理者の指定手続等に関する条例、平成17年の条例の規定によるい第3号の規定を追加するとい内容になってございます。

3ページが附則でございまして、公布の日から施行するとい改正になるものでございます。

以上、提案を申し上げましたので、どうぞよろしくご理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第30号、養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例は、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただちに、議案第30号の審議を行います。

これから、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号、養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第35、発委第1号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、小谷地喜代治君。

議会運営委員長（小谷地喜代治君）

発委第1号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例。

別紙のとおり、地方自治法第112条及び葛巻町議会総合条例第20条第2項の規定により提出します。

提案の理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による所要の整備をするほか、議会の的確な運営をするために規定を整備しようとするものです。

次に、改正の内容ですが、第22条は、一事不再議の例外について、事情の変更があったと認められるを、異なる名称の会議となったときに改正。

第28条の見出しと第1項の配布を通知に改正します。

また、第92条第2項は、議員の辞職についてですが、議長は、前項の辞職を許可したときは、直近の会議に報告しなければならないとあるのを、前条第2項の規定は、議員の辞職について準用するに改めるものであります。

前条第2項の規定といいますのは、議長、副議長の辞職についての規定でございまして、辞表の提出があったときは、その旨議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその拒否を決めるという規定でございまして。これにより、議長、副議長、議員とも辞表の提出があったときは、会議に諮ってその拒否を決めるということになるものでございまして。

次に、第159条の出席説明の要求ですが、教育委員会の委員長を、教育委員会の教育長に改めるものであります。先ほど申しましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことによるものでございまして。

附則でございまして、施行期日は平成27年4月1日。ただし、第159条につきましては、現在の教育長は、教育委員会の委員としての任期中は、これまでの例により在職することになるものであります。改正前の規定は、なお、その効力を有することになるものでございまして。

以上で、説明を終わります。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本発委案は、全員協議会で協議を重ね、議会運営委員会から提出された案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、発委第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発委第1号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第36、発委第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出についてを、議題とします。

お諮りします。

本発委案は、輝くふるさと常任委員会から提出された案件でありますので、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、発委第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発委第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第37、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元にお配りしております、議員派遣の件をご覧願います。

葛巻町議会総合条例第121条第1項の規定により、議員派遣の件に記載されているとおり、議員を派遣したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了し、本定例会議に付された事件は全部終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、明日3月17日は休会としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、明日3月17日は休会とすることに決定しました。

以上で、平成27年葛巻町議会3月定例会議を終了します。

次回は、7月第1金曜日の3日に再開することとします。

ご苦勞様でした。

(散会時刻 14時33分)